

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処 分 の 名 称		土地に関する権利の移転等の許可
根拠条例・規則等名		国土利用計画法
条 項		第 16 条、第 17 条
所 管 部 課		都市局 都市計画部 都市計画課 (電話：048-829-1427)
審 査 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	未制定 国土利用計画法第 16 条に従い処理するため。 また、さいたま市内においては、当処分に該当する区域がないため。
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終改正
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	6 週間 (国土利用計画法第 17 条の定めによる)
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終改正
備 考		